

原子力安全情報通報等調査委員会設置要綱

文部科学省科学技術・学術政策局長

平成18年4月1日

改正 平成21年10月1日

第1条 原子力安全に係る申告及び公益通報並びにこれに準ずる通報（以下「通報等」という。）について、文部科学省が行う調査を監督し、指導・助言するため、文部科学省科学技術・学術政策局に原子力安全に係る各分野の専門家からなる原子力安全情報通報等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会においては、次の各号に掲げる事項について監督し、指導・助言する。

- 一 通報等に対する文部科学省による対応方針及び対外公表方針の案の作成に関する事。
- 二 通報等に対する文部科学省による調査の内容、方法等に関する事。
- 三 通報等に対する文部科学省による調査の進捗状況等に関する事。
- 四 文部科学省による通報等対象事業者に対する措置等に関する事。

第3条 委員会は、原子力安全情報通報等調査委員（以下「委員」という。）15人以内で組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

第4条 委員は、原子力安全に係る通報等に関する調査について優れた識見を有する者のうちから科学技術・学術政策局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日の属する会計年度の翌会計年度末までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

第5条 委員会は、委員のうちから、通報等の種類ごとにあらかじめ定めた担当に応じて原子力安全監が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、通報等に関する事務を取り扱う。

- 2 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 合議体に長を1人置く。
- 4 合議体にあつては、委員長が前項の長となり、委員長に事故があるときは、第3条第4項の規定により委員長のあらかじめ指名する委員が長とな

る。

5 委員会で別の定めをした場合のほかは、合議体の審議結果をもって委員会の審議結果とする。

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を、職務の遂行上直接関係を有する者以外の者にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 委員は、直接的な利害関係があると認められる通報等案件については、議事に加わることができない。

第8条 委員会及び委員会資料は、原則として非公開とする。

第9条 委員会の庶務は、科学技術・学術政策局原子力安全課において処理する。

2 合議体の庶務は、科学技術・学術政策局原子力安全課内における事案担当室において処理する。

第10条 前各条に定めるもののほか、委員会及び委員に関し必要な事項は、委員会に諮った上で原子力安全監が定める。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 「原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱」及び「原子力施設安全情報申告調査委員会運営要領」（平成14年科学技術・学術政策局長決定）は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成21年10月1日から施行する。